

令和 7 年
第 2 回臨時会
会 議 録
(第 1 号)

令和 7 年 3 月 2 4 日

令和7年第2回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎期日及び場所

令和7年3月24日(月) 9時00分 江差町役場 議場

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定について
- 日程第4 条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について
〔 請求代表者の意見陳述 〕

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定について
- 日程第4 条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について
〔 請求代表者の意見陳述 〕
- 議長発議 かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例審査特別委員会の設置について

◎出席議員(12名)

議	長	萩 原 徹
副	長	塚 本 眞
議	員	打 越 東亜夫
	〃	飯 田 隆 一
	〃	小野寺 眞
	〃	室 井 正 行
	〃	小 梅 洋 子
	〃	西海谷 望
	〃	出 崎 太 郎
	〃	田 畑 豊 利

//
//

大 門 和 幸
増 永 一 彦

◎出席説明者

町 長
副 町 長
教 育 長
総 務 課 長
まちづくり推進課長
財 政 課 長
税 務 課 長
町 民 福 祉 課 長
町 民 福 祉 課 参 事
健 康 推 進 課 長
産 業 振 興 課 長
産 業 振 興 課 参 事
追 分 観 光 課 長
建 設 水 道 課 長
高 齢 あ ん し ん 課 長
出 納 室 長
学 校 教 育 課 長
社 会 教 育 課 長
総 務 課 主 幹
まちづくり推進課主幹
まちづくり推進課主幹

照 井 誉 之 介
田 畑 明
出 崎 雄 司
岸 田 礼 治
布 施 順 二
長 尾 恵 一
竹 内 強
西 海 谷 靖
中 澤 貴 徳
若 狭 巧
畑 竜 哉
久 保 田 栄 徳
国 仙 敏 孝
岸 田 雄 治
畑 明 日 香
岸 田 真 由 美
宮 津 宗 介
安 田 克 臣
森 直 彦
秋 山 悦 子
明 上 真 也

(議会事務局)

局 長
書 記

梅 川 年 代
三 宮 弘 之

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和7年度第2回江差町議会臨時議会を開催致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、10番、打越議員、11番、塚本議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

(議長)

議会運営委員会・委員長より、今臨時会の会期は、本日24日から27日までの4日間とすべき旨、報告がありました。

(議長)

従いまして、今臨時会の会期は、本日24日から27日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日24日から27日までの4日間とすることに、決定いたしました。

(議長)

日程第3、議案第1号、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明及び本条例制定に対する意見を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案・意見)

議案第1号、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定についてでございます。

地方自治法第74条第1項の規定により、有権者の50分の1以上の署名をもって、令和7年3月5日付けで、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例制定の請求を受理したので、本条例を付議するものです。

この議案に対しましては、同条第3項の規定により、条例制定に対する町長の意見を付して議会に付議することとなっておりますので、私の意見を申し述べます。

直接請求制度は、議会と町長による二代表制を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度であることから、地方自治体の意思決定は、代表民主制にのっとり行われることが基本であります。

また、住民投票を行うにあたっては、それぞれの事案に応じて、投票に付すべき事項、成立要件などの事項が定められていることが必要と考えられます。

こうした制度の趣旨に照らし、住民投票の実施については、個々のその内容を十分に検討する必要がある、更には賛否を問うたとしても、次の段階の建設には議会の議決、つまりは予算の可決が必要となります。

このことから、これまでの議会でも答弁してきましたとおり、予算議決権を有する議会を通じて民意を反映させることが第一義的には求められていると考えています。

まず、本事業のこれまでの経緯と必要性についてでございます。

町では、地方創生を推進していく上で、江差町が有する歴史・文化・伝統等の地域資源と新たな魅力を融合し、古くて新しいまち「江差」を代表する観光の拠点化として、町のシンボルである「かもめ島」の周辺を整備する「北の江の島構想(たたき台)」を平成30年3月に策定しました。

その後、江差観光まちづくり協議会や江差観光コンベンション協会、江差町子ども・子育て会議といった住民参加団体・組織からのヒアリング、江差町議会、一般財団法人開陽丸青少年センター、一般社団法人北海道江差観光みらい機構、ひやま漁業

協同組合といった関係機関からもヒアリングを実施しながら、令和4年3月に「北の江の島拠点施設整備基本構想」を策定しました。この中で、かもめ島エリア、開陽丸エリア、港湾エリア、いにしえ街道エリアの4つのエリア整備の在り方を整理しつつ、産業の振興や交流人口の拡大、雇用の創出等の効果が期待できる「道の駅」機能を付加した「北の江の島」拠点施設の整備方針を示したところです。

令和5年11月には、この基本構想の実現に向けて基本的な方針を整理し、具体化を図りながら、設計・施工・管理運営の指針とするための整備内容について検討を行い、「北の江の島」拠点施設整備基本計画をまとめています。

この基本計画では、官民連携の相乗効果による地域活性の実現に向け、民間活力導入調査の実施についても示されております。

この基本計画に基づき、北の江の島拠点施設整備に係る民間活力導入調査及び基本設計が行われ、令和6年8月に報告書がまとめられております。

この間、江差町議会とは、段階に応じて協議を重ねてきたところでございます。

また、議会においても、平成29年第2回定例会で「かもめ島周辺の利用計画に関する事務調査」が発議され、翌平成30年第2回定例会において、開陽丸周辺、南埠頭、かもめ島入口、かもめ島の4つの拠点地区についての課題を示しながら、町の最大の魅力ある中核地区としての全体計画の早期策定を求める意見を付して調査報告がなされています。

さらに、令和5年第3回定例会で「親子が楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査」が発議され、翌令和6年第1回定例会において、新たな道の駅が“親子のたまり場”としてどのような施設が望ましいかについて意見を付して調査報告がなされております。

このように江差町議会におきましても、道の駅整備に関して具体的な建設的議論が行われ、その議論の積み重ねの上に、道の駅かもめ島整備事業があることについては、ご理解を頂いているものと考えております。北の江の島構想は、単に道の駅だけを整備する構想ではありません。

道の駅としての機能の充実を図り、町民や観光客が訪れる魅力的な施設を整備することはもちろんですが、道の駅を拠点施設として位置付け、江差観光の玄関口として、そこから町内を周遊する仕組みを作っていくことを目指しております。

かもめ島の魅力の向上、開陽丸の改修や日本遺産の取り組みも含め、様々なソフト、ハード事業を織り交ぜながら、地域経営の好循環を形成し、持続可能な地域経営の基盤を構築することが必要であります。

本件事業は、まさに北の江の島構想の事業であり、町内外からの集客を図る上で核となる施設の整備でございます。まちの将来、地域の活性化への必要な投資であると考えています。

加えて申し述べますと、現在、第3期江差町子ども・子育て支援事業計画及び第2期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）の策定事務を進めておりますが、

事前アンケートの中で子どもを生み育てやすいまちになるため期待する政策で一番多い声が「安心して遊べる屋内の遊び場」でありました。

これは第2期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のために行った平成31年3月のニーズ調査においても同様であったことから、長年整備が望まれる施設であります。

このことから町外は基より、町内の特に子育て世代も日常的にこの施設を利用して頂けるものとするため、道の駅建設にあたり子育て応援施設としての充実を図ることも合わせて整備することから、道の駅建設に係るコストが増加となるものであります。

本件事業に係る財政負担ではありますが、事業費のうち、2分の1は国からの交付金で賄い、残りの町負担についても、企業版ふるさと納税等による財源対策を図るとともに、起債についても普通交付税による手厚い財源措置がある過疎対策事業債などの有利な起債を活用し、町の財政負担を可能な限り抑制する計画としております。

また本件事業含めた、第6次江差町総合計画の計画期間内のあらゆる普通建設事業見据え、当町においては、本年1月に中期財政運営方針をより現実的で実効性ある内容見直し、持続可能な財政運営を構築するための新たな方針を示しました。

これらの費用は、決して小さな負担ではありませんが、人口減少・少子高齢化という課題は、江差町にとっても避けられない現実であります。

しかし、これを悲観するのではなく、新しい未来を切り拓く取り組みを進めていかなければなりません。雇用機会の創出や暮らしやすい環境を整備することで、人口の流出を抑制し、若者層の定住促進を図るとともに、移住者の受け入れを進め、力強いまちをつくって参ります。

次に、住民投票条例の制定についてでございます。これまでも町と議会との権限と役割の中で、決まったこと、公に出来る事については可能な限り情報提供に努めてきました。

また、町民の皆さまへの情報提供についても同様であり、様々な機会をとらえて説明し、周知を図ってきたところであります。

地方自治の根幹は住民自治の実現にあります。議会や町民による直接請求がその仕組み、制度としてあり、引き続き町民の皆様の声に耳を傾け、尊重することは重要と考えております。

町政の執行にあたっての意思決定については、繰り返しとなりますが、代表民主制に則り、今後も本件に限らず住民の代表である議会との議論を通じて丁寧にまちづくりを推進していく所存であり、議員各位におかれましては、この住民投票条例の制定に関しては極めて慎重に、かつ責任ある選択を頂きますようお願い申し上げ、私の意見とさせていただきます。

(議長)

以上で、提案理由の説明及び本条例制定に対する意見を終わります。

(議長)

日程第4、条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与についてを議題といたします。

(議長)

議案第1号、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定についての審議に当たっては、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者に、意見を述べる機会を与えなければならないとされております。

お諮りします。

条例制定請求代表者に、意見を述べる機会を与えることにつきましては、このあと当議場において行うこととし、条例制定請求代表者は、田畑豊利氏1名、意見を述べる時間は、15分以内とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「田畑議員」

異議あり。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

まずあの一、私も初めてですけども、この15分内っていうその根拠をまずお示しして下さい。

(議長)

えーとですね、この内容につきましては、先般の議会運営委員会で決定しておりますので、議会運営委員会で決定したものでございますのでご了承願います。

よろしいですか。

(議長)

それではこれより、議案第1号に関する条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

意見を述べる方は、田畑豊利さん、1名です。

それでは田畑豊利さん、演壇にて意見陳述をお願いいたします。

「田畑豊利氏」

おはようございます。(「おはようございます」の声)

それでは話をします。

極力、修飾語、また美辞麗句はカットして簡潔明瞭に話をします。ヤジはそれくらいにしまして、それでは本題に入ります。

まず、このような事態になったのは何故でしょうか。簡単です。少し時系列的に事実関係を話しをします。

まず発端は、昨年の12月17、8の町民懇談会での、から始まった訳であります。

結論は、議会と行政に対する町民の素直な切なる思い。つまり機能していない議会、また町政に行政に不信感が湧いてきた。その結果、このような事態になったものと私は思います。そこで、客観的に事実関係をお話をします。

まず出発点は、令和4年の3月に、まず1回出ておりますね。皆様もご承知だと思えます。私は議員になる前からですが分りません。

この時の、この道の駅の総工事費は、7億9,000万。そして令和、次の年、5年の7月には約1年3ヶ月後には約13億になりました。3度目は令和6年の10月には、なんと22億900万円。これは事実でございます。なぜと今ここで問うと言う事は致しません。

ざっくりこの2年6ヶ月で約300%のアップとなりました。その経過は未だに私も詳細は分りませんし、ただ、12月17、8の懇談会で、初めてこのことを知ったと全容を知った方が、もう8割9割だと私は聞いております。

これあくまでも憶測でありますけれども、それがこのような事態に私はなったと思っております。

終わり要旨を朗読して終わりたいと思います。

要旨、この条例は、現在江差町で進めている北の島構想の主幹事業である開陽丸研修センター施設に総工費22億円の税金を投じて、かもめ島道の駅の建設を進めている件に関し、町民に対しては、一切パブリックコメントも無し。

特に先ほども言いましたけれども、この2年6ヶ月で300%のアップという工事費、この流れの中身も、中間の行政からの説明も、私はまだ全く知り得ないし、また、理解もしておりませんし、私と増永議員は、令和5年の8月から議員であります。ですから前半の事は一切わかりません。

令和5年の8月、9月から初めて、この入口が自分なりに認識はしておりますが、その間の3回の説明です。行政からも。でも、議会の皆様方もまだまだ理解しないだろうと、私も憶測で思っております。

これは、もとより、町民はもっともっと深刻にこのことを捉えて、情報がほとんど伝わっておりません。この日本は、先ほど町長もおっしゃってございましたけれども、本当に民主主義を世界でも稀に私は確立している国かと思っております。その民主制度の1丁目一番地は何でしょうか。情報の公開、情報の掲示、情報の共有であります。

これは現在、どこまでこの事はこの江差町にとって、主権在民者である町民、議決機関である議会、また行政も私は本当に粉骨砕身みんな頑張ってるんですよ。

ところがそれが一体化になっていない。点から線、点から線になっていないから、

このような事態になったと私は思っております。

最後にこの常軌を逸した計画、一時中止し、中止はやめると言う事ではないという方もいますが、中留であります。一度スタートに戻って全容をワンチームとして、円卓テーブルで主権在民者である付度なしの住民代表を含めて、我々と行政としっかりと話し合うことが肝要だと思っております。

道の駅建設事業の税金について、町民の民意の意見を明らかにするために、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とし、住民投票条例の実施をここに断行すべきだと私は強く思い、言葉足らずで申し訳ありませんが、以上で私の話を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

(議長)

以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

お諮りします。

議案第1号については、議長を除く11名の委員で構成する「かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声。)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、議長を除く11名の委員で構成する「かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査を行うことに決定いたしました。

(議長)

条例審査特別委員会開催のため、9時45分まで休憩いたします。

休 憩 9 : 2 2

再 開 9 : 4 3

(議長)

ちょっと早いですが、休憩と閉じて再開いたします。

(議長)

休憩中に開催されました条例審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に塚本議員、副委員長に出崎議員が互選されました。

条例審査特別委員会の日程については、明日２５日（火曜日）１日とし、午前１０時３０分より、議会第２委員会室にて開催されることが決定されました。

また、特別委員会における質疑において、町より、町長、副町長及び関係課職員の出席と参考人質疑において、条例制定請求代表者である、田畑豊利さんに出席を要請することも併せて決定されましたので、ご報告いたします。

（議長）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日２５日から２６日までを休会とし、本会議は３月２７日、木曜日、午前１０時に開きます。

本日は、これをもって散会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

閉 会 ９：４５

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北 海 道 檜 山 郡 江 差 町 議 会

議 長

署名議員

署名議員